

神奈川県リハビリテーション病院院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

<処方変更に係る原則>

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含有規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

1. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載の上、処方箋を FAX (046-249-2585)、または、コピーを直接持参して、当院薬剤科に連絡する。薬剤科で処方医に電子カルテ内の処方修正を依頼し、次回からの処方に反映できるようにする。また、後発医薬品の変更についてはお薬手帳に記載し、FAX 等による報告は不要とする。

2. 疑義照会の不要例

- ① 食前を食直前に変更
例：ボグリボース等、添付文書上食直前投与とされる薬品
- ② 食後を食直後に変更
例：カルタン等、添付文書上食直後投与とされる薬品
- ③ 内服薬の剤形変更
例：ビオフェルミン錠剤 ⇔ 散剤
- ④ 外用薬の剤形変更（ただし、④については皮膚科を除く）
例：モーラステープ ⇔ パップ
- ⑤ 規格変更
例：10 mg 0.5 錠 → 5 mg 1 錠
- ⑥ 後発医薬品を先発医薬品に変更
例：アムロジピン錠「JG」指定 → アムロジン錠
- ⑦ 同一成分の先発医薬品の銘柄変更
例：キプレス錠 ⇔ シングレア錠

3. 運用開始

令和元年 月 日